

## 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

制度の概要	原子力発電施設等の所在及び周辺地域への企業立地を支援するため、企業の電気料金に対して給付金を交付する。			
対象者要件	<p>◎対象地域内において、工場・事業所等を新設・増設した企業で、以下の要件を満たす者</p> <p><b>【1】</b> 新設・増設に伴う契約電力の増があること</p> <p><b>【2】</b> 新たな雇用の増加数が3人以上であること</p> <p><b>【3】</b> 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること(※)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 製造業に属する事業</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. 企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村から金銭的な支援を受けているもの</p> <p><b>【4】</b> 投資額(特例加算を受ける場合)</p> <p style="margin-left: 40px;">製造業等で、投資額 [所在市町村]新設 500 万円(増設 250 万円)</p> <p style="margin-left: 40px;">[隣接市町村]新設 1,000 万円(増設 500 万円)以上であること</p> <p>※【3】については、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業に適用</p>			
対象地域	原子力施設所在市町村	むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村		
	原子力施設隣接市町村	十和田市、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、風間浦村、佐井村		
交付期間	新設・増設した半期の翌半期から8年間			
交付内容 など	◎交付額は、次の式により求めた額と交付限度額(算定電気料金・支払電気料金)のうち最も低い額			
	【電力給付金分(契約電力※1×(算定単価※2-交付金単価※3)×月数)+特例加算分(増加雇用人数×30万円※4)】※4 隣接市町村は15万円			
	雇用創出効果	契約電力 上限※1	立地市町村	交付金単価※3
	3人以上20人未満	1,500kW	十和田市	0円/kW
	20人以上	2,500kW	三沢市	187円/kW
	区分	算定単価	むつ市(旧むつ市)	393円/kW
	(実支払電気料金/契約電力×月数)	※2	むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村)	337円/kW
	1,500円未満	600円	六ヶ所村、横浜町	281円/kW
	1,500円以上1,600円未満	640円	大間町	450円/kW
	1,600円以上1,700円未満	680円	東通村	562円/kW
	1,700円以上1,800円未満	720円	佐井村	267円/kW
	1,800円以上1,900円未満	760円	平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町	216円/kW
以後100円刻み	以後 40円刻み	野辺地町	0円/kW	
		風間浦村	225円/kW	

※交付金単価は2019年4月1日現在のものです。

■問合せ先：一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7307